

根室市長 長谷川俊輔 様

2015年1月14日

日本共産党根室市委員会
委員長 鈴木 一彦
日本共産党根室市議会議員団
団 長 神 忠志

2015年度予算編成等に関する要望書

昨年12月の総選挙を経た安倍政権は国民の信任を得たとして、「戦後大改革」を推し進めようとしています。

地方経済や国民生活に深刻な打撃を与える消費税は2017年4月に景気がどうであろうと増税することを宣言しています。その反面、社会保障費の予算は高齢化による自然増分も含めて介護・医療・生活保護など各分野にわたって大幅な削減をすすめる方針を表明し、莫大な留保資金をため込む大企業向けには法人税減税を2015年度から実行し、防衛予算は過去最大規模に増額させる方向性です。

本日、1月14日に閣議決定される予定の2015年度一般会計予算案は96兆3,400億円で過去最大額と報道され、地方財政計画でも歳入の一般財源総額は61.5兆円となりました。しかしその内訳をみると2014年度から+2.5兆円(+7.1%)もの地方税収の伸びを見込んでおり、その反面、地方交付税は前年度から-0.1兆円の16.8兆円(-0.4%)、臨時財政対策債にいたっては前年から-1.1兆円(-19.6%)の4.5兆という大幅な削減とされています。さらに地方交付税の「別枠加算」についても2015年度も存続されるものの、総額は前年度から3,800億円減額されて2,300億円と大変厳しい内容になっています。

こうした政府の方向性は、2015年度から第9期総合計画を始動させる根室市においても大きな影響を与えるものと考えられます。

2015年度の市予算編成では、新総合計画にもとづき人口問題・少子化対策と地域産業の活性化対策を着実に推進していくことが求められる一方、市立根室病院への操出金や老朽化する公共施設対策等の大きな財政課題が引き続き残っています。歳入では人口減や長引く市中経済の低迷に加え、昨年はコンブ漁業の不振、また年末には低気圧による高潮災害という過去に経験の無い災害に見舞われ、商店街・製造業者を中心に大きな打撃をあたえました。市税収入も地方交付税も明るい展望が見いだせない状況です。

ただし先般、臨時閣議決定された国の3.1兆円の2014年度補正予算では「地域住民生活等緊急支援のための交付金」などが設けられ、これらは例え一時的な措置であっても自治体としてその有効な活用を早急に計画していく必要があります。

厳しい財政状況ですが、引き続き自治体本来の使命として、住民のくらしや命、健康、安全をしっかりと守るための施策を推進していくよう求めます。

1. 領土問題について

1. 日本政府の「北方領土」外交については、「固有の領土論」という立場からではなく、カイロ宣言に基づく「領土不拡大」の原則、日口両国が19世紀の平和時に決めた二つの条約など歴史的事実及び「国際法」「国際道理」に基づくしっかりとした理論的な立脚点に立った「返還交渉」を国に求めること。そのため、政府に対して「外交の戦略的再構築」を強く要請すること。また、ロシア側の対日戦略を含めた全面的な情報把握の中で、サハリン州、四島などの状況と情勢をしっかりとらえた外交戦略の構築を国に求めること。
2. 四島交流事業については、北特法改正によって位置づけられたことをふまえて、これまでの交流事業を戦略的にも、また、次の段階へ踏み込んだものにするためにも、以下の3点を要望する。

ビザなし交流の大枠については、これまでの到達点に立った検証と総括を行い、日口両国政府の責任で、そのあり方について、交流そのものの継続の必要性等をあらためて確認すること。また、その実施にあたっては、民間交流であることもふまえ、広い意味で「領土問題の解決」に寄与するものとする。そのため、(ア)交流船を大いに利用した人的な交流を活発にすること (イ)実施回数を検討すること (ウ)広い階層の人たちが参加できるように見直しをはかること (エ)二つある実施団体を統合するなどの組織再編・強化を行うこと (オ)現地根室市での「領土研修」の内容・時間の充実をはかること等々について、国に求めること。

戦前は、隣接地域と四島が社会的・経済的に一体的なつながりを持っていた地域であることをふまえ、研究者・専門家交流等を通じて、「知床世界自然遺産」の「国後島・択捉島」への延長と自然保護問題、根室沖と国後沖の活断層調査及び千島海溝付近における太平洋プレート型地震等の「防災・減災」対策の共同研究事業等々について国に求めること。

ビザなし交流の実施団体は、現在「道推進委員会」と「北方対策本部」となっているが、実施団体を一本化し、体制の抜本的な強化を図るとともに、その「実施団体本部」を根室市に設置すること。

3. 北特法による第7期計画の実効性を高めるための財源確保を国に強く求めること。また、計画されている「パッケージ事業」だけではなく、沿岸水産資源を増大させる「増養殖事業」四島・ロシア側の患者を受け入れる市立根室病院の「国際拠点病院」化とそれにふさわし

1. 領土問題について

い診療体制等の充実 日口の人的交流の活発化、特に青少年の交流が実現できる「教育環境」の整備等々についても検討すること。

4. 「北方墓参」について、国は宗教的な事業を理由に消極的な支援しか行っていないが、先祖に対する「慰霊」は「宗教」を超えた人類共通の習慣であることから、抜本的に支援対策を強化するよう国に求めること。
5. 稚内市などのように、確定している国境よりも、さらに「悪条件化」におかれている「北方領土隣接地域」の社会的・経済的な疲弊、元島民への援護措置などの対策等について、「議員立法」である北特法での「地域対策」だけでなく、政府が責任を持って「隣接地域振興法」等の創設によって「国境政策=地域振興策」の確立をはかるよう強く求めること。
6. 「北方領土関連予算」について、以下の点について国および道に要請すること。

予算の確保に向けて、新しい法整備なども視野に入れた、「一括交付金」等の新たな制度創設を求めること。

北特法改正による事業実施の実効性があげられるよう、十分な「予算確保」について国に求めること。あわせて、「特別交付税に関する省令」によっても北方領土返還運動経費が位置づけされていることから、それにふさわしい特別交付税措置を求めること。

国土交通省の地域振興補助金の1億円については、「振興補助金」創設の意義を再確認するとともに、今後とも継続することはもとより、増額を求めること。

第7期計画の実効性を真に高めるため、道が予算付けしている「特例対策費」が1,000万円増額されるが、これらの抜本的な増額等による「地域財源の補償」を道に要求すること。

7. 四島交流船「エトピリカ」の専用岸壁等の南埠頭の建設事業については、岸壁建設はもちろんのこと、埋め立て地などの「背後地整備」についても、全額国の負担とする「法律の整備」等の根拠ある対策を求め、「調査費」が真に活かされるような「具体的建設計画」の作業を進めること。

2. 漁業・水産業・農業など産業問題について

1. 自民党が主張していた「重要5品目」絶対死守とする公約さえ守られないTPP交渉については、交渉から撤退するよう政府に強力に要請すること。
2. 対口漁業交渉については、政府間、民間交渉とも地域の死活的な経済問題であることから、引き続き日本政府が責任ある漁業外交を国に強く求めること。
3. アベノミクスによる急激な円安政策によって、第一次産業の燃油価格が高騰したが、このところの世界経済の動向もあって値下がり傾向にあるものの、依然として高止まりにあることから漁業・農業の経営に影響が出ている現状に鑑み、政府の責任で実効性のある支援対策をさらに推進すること。
4. 漁業用軽油取引税などの免税措置の恒久化、漁業で使用するガソリンの減免措置の実施、魚価の安定対策等の持続可能な漁業制度の確立を図るよう国に求めること。
5. 地球温暖化、海洋環境の変化の科学的な分析を国、道の機関とも連携した研究をより推進し、そうした変化に対応する漁業の方向性を確立すること。
6. 現在、市水産研究所で取り組んでいるハナサキガニの種苗生産の確立、東海大学との共同事業で取り組んでいるヤナギダコの生態・増養殖技術の確立に引き続き力を入れるとともに、昆布の不漁と減産が続いていることから、その原因をより科学的に把握する対策と各漁協が実施しているコンブの人工的な種苗生産技術開発実験等にも積極的な支援を行うこと。また、「沿岸漁業振興計画」については、現場の意見を大いに取り入れるとともに、魚介類の生態に詳しい研究者などの研究成果をふまえた方向性を打ち出すこと。その際、コマイ等の沿岸水産資源は、市内の小規模企業が一夜干しなどの付加価値をつける「仕事づくりや雇用の確保」にもつながることからこの様な視点からも、沿岸水産資源の増大対策を進めること。
7. 根室海区のホタテ漁業については、この事業が「国際漁業規制」の影響による国の政策で行われてきた経緯を踏まえ、この海区でホタテ漁業が成り立つ支援策を国に強く求めること。また、納沙布岬から野付沖にかけての道海面規則規制ラインの見直しによる日本側漁場の拡大と活用を図れるよう道、国に求めること。さらに、太平洋側でのホタテの増養殖事業の可能性についても追求すること。

2. 漁業・水産業・農業など産業問題について

8. 日本近海のサンマ資源に影響を与える、公海上で行っているサンマ漁業については、公海上の「実績主義」による資源的管理ではなく、これまで持続してきている「サンマを活かした産業の確保」とサンマ資源の科学的管理上から、サンマの国際的漁獲規制及び資源管理を関係各国に働きかけるよう強く国に求めること。
9. サンマ漁業に大きく依存している漁業・産業構造から足腰の強い産業基盤を確立する産業政策の研究を積極的に推進すること。地元の加工業者やとりわけ小規模企業が取り組める一次・二次加工品の開発などの支援対策を進めること。
10. 漁業が持続可能な基幹産業として発展するためにも、漁業後継者問題が深刻になっており、市としても既にその対策を各機関と連携し推進しつつあるが、道や国に対しても総合的・抜本的な対策を求めること。
11. 「国営かんがい排水事業」については、農業者などの意見を十分反映するように事業を進めるとともに、事業の将来の制度設計、財政措置などについても国に強く求めること。
12. エゾシカの農林業への被害を最小限に防止する「エゾシカ資源」の生育頭数のより正確な把握とその適正な管理を進め、エゾシカ資源を活かした地域の活性化対策等の抜本的な対策を早急に強化するとともに、市街地にも頻繁に出没する状況は人的な被害もでかねないことから市街地のエゾシカ対策も強化すること。

3. 中小企業支援、生活関連公共事業の確保、地域の雇用問題について

1. 「中小企業振興基本条例」の策定後、実効性のある産業ビジョンを確立し、小規模水産加工企業の事業の持続的な経営が可能となる地元水産資源の増大対策と加工製品開発の支援を積極的に推進すること。
2. 昨年末の高潮被害を受けた商店街の復興対策として「地域振興券」の発行等、引き続き復興対策を強化するとともに、元々西浜町への集合商業施設の進出による影響が大きい地元商店街への支援対策を抜本的に強化すること。
3. 中小建設・建築業者、小規模事業者の経営をまもるため、小規模修繕登録事業者制度の活用を工夫するとともに、新たな住宅リフォーム制度などの検討を行うこと。
4. 生活関連公共事業の確保対策について。

生活環境改善が求められている市道の計画的な整備を進めること。

子どもたちの登下校の安全、お年寄りの冬場の歩行の安全に配慮した除雪体制を維持整備すること。

公営住宅の建設計画については、光洋団地の建設計画が今年度一応終了することから、急激に進む高齢社会に対応した市営住宅の建設整備計画をつくるとともに、低所得者向け住宅の維持・整備を着実に図ること。また、災害発生時にすぐに対応できる「災害対応住宅」の整備を進めること。

水道の漏水調査の実施による有収率の向上を図ること。

民間の空き家・老朽化住宅の適正管理、国の制度活用による解体への助成事業等の「条例」整備を検討すること。
5. 若年者の地元定着をはかる諸対策をすすめるとともに、各種資格取得制度の実施と支援対策を強化すること。
6. 市として公共・民間で働く市民の労働環境を改善する「労働政策」を確立すること。また、公契約制度の趣旨を活かした委託業者などの労働条件の改善を市行政として積極的にすすめること。
7. 季節労働者の「通年雇用推進事業」が真に実効性の上がるものになるようその制度の抜本的改善について道、国に強く求めること。

4. 行財政運営について

1. 政府がすすめようとしている「地方創生」は、結局のところ小規模自治体の中核都市への集約化、さらには「道州制」につながるものである。「地方切り捨ての地方創生」には強く反対すること。また、真に地方を「創生」というのであれば、三位一体改革によって削減された地方交付税の完全復活、漁業・農業に対する国の活性化政策の確立、住民福祉の増進に必要な財源保障を行うよう、政府に強く要求すること。
2. 予算編成、行財政改革については、自治体本来の目的である「いのち、健康、安全をまもる」ことを優先し、福祉・介護・医療、教育、基幹産業の振興、防災・減災対策のいっそうの充実につとめること。さらに、行財政改革については、市民サービスの向上、充実につながる民主的・効率的なものとする。

2014年12月16～17日にかけて当市をおそった大型低気圧による強風、高潮で甚大な被害を受けたことから、特別交付税など国に対し財源措置を求めること。

3. 安心して住み続けられるまちづくりにおいて、地域コミュニティの活性化が不可欠である。地域コミュニティの活性化を図るために、地域ごとのコミュニティの再構築に向けて、コミュニティでの公民館活動等を充実させる人的配置を含めた、ハード・ソフト両面にわたる施策の充実を、地域住民と一体となって進めること。
4. 指定管理者制度については、日常的な行政の指導、監督等を強化し、市民が公正なサービスを受けられるよう、常に質の向上をはかること。また、福祉分野、教育分野への新たな導入は原則的に行わないこと。
5. 2012年度の申し入れ以来、業務委託等の「契約・入札制度」の具体的な改善がみられていないことから、改めてこの分野での「総合評価入札制度」、地元企業が参入できる分離発注等による「契約・入札制度」のあり方について十分研究を進め、地元企業の参入がより促進されるよう取り組むこと。また、市が行うすべての「入札」「(各種)契約」については、“法の遵守”はもちろん、適切な関係法令の精神にのっとった判断・運用を行うこと。
6. 長期的な視点に立った、専門的な職員の育成を行うこと。
7. 男女共同参画社会の実現を根室市が積極的に実践し、女性職員の採用、管理職への昇任等に十分配慮した組織改革と人事等の推進に引き続きつとめること。

5. 市民のいのちと健康・福祉・教育について

1. 市民が安心して暮らせる社会保障制度の確立を国に対して求めること。

2. 子育て支援対策の推進

第9期市総合計画や子ども子育て支援事業計画が策定中だが、地域ごとの施設をどのように配置するか、また今後必要となる事業・施策のあり方など、市内の子ども達の長期的な動向を見据えた根室市としての子育て支援のための総合的な構想を示すこと。

子ども達が安心して生活するため、保育所や放課後児童クラブに対して計画的な施設整備をすすめ、また職員体制についても充実をはかること。特別な支援を必要とする子ども達の保育は、人員配置・研修など受け入れ対応の強化をはかること。

地域の子育て世代のニーズを踏まえた中で必要に応じて「地域子ども子育て支援事業」の拡大をはかること。それらの事業に充てる十分な財源確保を国に求めること。

保育園・幼稚園などの入所通園にかかる経費に対して、子育て世代の経済的負担の軽減をはかる観点からより積極的な施策を進めること。

子ども医療費助成制度について、対象年齢の引き上げ等さらに拡充を進めること。ひとり親家庭等医療費給付制度について、母親の外来通院費の負担軽減など、対象や給付内容を拡充すること。またこれら医療給付の助成制度の拡充は、本来的には国・道の責任で行われるものであり、今後も市として強く要望していくこと。

市立根室病院の分娩休止にともなう現在の助成制度については、妊娠・出産のため他自治体に通院する市民負担の実情をふまえ、施策内容を充実させていくこと。

3. 地域にとって必要な医療・介護のあり方を明確化するビジョンを確立し、医療・福祉・介護の連携を推進すること。

4. 地域福祉計画の意義・必要性について、庁内および関係機関と協議をすすめること。

5. 地域医療をまもるために、不足する医師、看護師、薬剤師など医療従事者の確保に努め、必要な診療体制を確立すること。

6. 市立根室病院で分娩が再開できる産婦人科医、助産師の体制整備。

7. 市立根室病院の経営形態の見直しは、その内容と課題について市職員・労働組合は当然のこと議会・市民も含めた十分な議論が必要な課題であり、地方公営企業法の全部適用によって地域医療の後退につながる事の無いよう慎重に検討すること。

5. 市民のいのちと健康・福祉・教育について

8. 現在策定中の健康増進計画にもとづき保健予防・健康増進の施策を積極的に推進すること。健康への意識が低い学齢期から若年者層への意識啓発を含めた対策の充実をはかること。現在策定中の「スポーツ推進計画」と連動した施策の充実をすすめること。
9. 市民の暮らしの実態をふまえ、各種使用料・手数料の減免制度の周知徹底・相談活動を強めるとともに、市営住宅や上下水道料金などの減免制度の拡充をはかるなど、低所得者対策を抜本的に強化すること。
10. 高齢者施策について、誰もが安心して必要なサービスが受けられるよう、改善・充実をはかること。

給付の切り下げや利用制限、利用者負担増につながる国の介護保険制度改正に対して、住民の生活を守る立場から自治体として強力に意見を述べる。また、国に対し介護保険料を抑制するために介護保険財政における国庫負担割合の増額を求めること。

次期の介護保険事業計画の策定にあたって、高齢者の生活を圧迫する高額な介護保険料とならないよう対策を保険者として十分に講じること。

高齢者介護の従事者・専門職の確保対策について、様々な形で事業者と協働してすすめていくこと。

低所得者に対する保険料・利用料の軽減措置を国に求めるとともに、市独自の減免制度について、市民周知を徹底し、拡充をはかること。また、社会福祉法人等の減免制度についてもさらに利用がすすむような制度としていくこと。

不足する施設サービス基盤の整備をはかること。特に医療的な処置・管理を必要とする人は施設入所が困難な状況に対して、医療系人材の確保も含め対策を検討すること。

住民が長く安心して暮らせる地域社会の実現にむけた「地域包括ケア」のあり方について関係機関・団体と積極的に協議し、根室市としての構想を取りまとめていくこと。そのためにも地域包括支援センターの活動を人員体制の充実も含め、さらに発展させていくこと。

地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合支援事業について、市内事業者や利用者の家族と協議した中で、どのような形で実施していくのか地域として望ましいのか慎重な検討をおこなうこと。

5. 市民のいのちと健康・福祉・教育について

独居高齢者あるいは高齢者世帯の急増に対応する見守りや従来の介護サービスの枠組みだけでは対応できない生活支援などについて、市として施策の構築や制度拡充をはかること。

地域での高齢者の自主的活動や生きがい対策などの施策の充実をはかること。

予防をふくめ認知症対策の強化および認知症の方を地域的に支援するため施策を充実させること。

家族介護の負担軽減をはかるための対策をすすめること。

11. 国民健康保険について、「社会保障」としての概念・位置づけをしっかりと堅持し、国民皆保険の精神のもとに適切な運営をおこなうこと。

2018年度をめぐり国は国保の「広域化・都道府県単位化」をすすめようとしているが、根本的に制度に対する国の責任を後退させるものであるから中止を強く求めること。かつ国に対しては、国庫負担を計画的に増額することなど、財政的な責任をしっかりと果たすよう強く求めること。

高すぎる保険税の引下げを行うこと。

納付相談において、被保険者の生活実態の把握とそれに対する減免・分割などの対策を、これまで以上にきめ細やかに行うこと。

国民健康保険の短期被保険者証、および制裁措置である資格証明書の発行は行わないこと。仮に短期被保険者証を発行する場合、保険証の有効期間を最低6ヶ月以上にする。また資格証明書を交付する場合においても、必ず被保険者と直接面談の上に、「特別な事情」も支払う意思もない「悪質な滞納者である」ことを十分に確認の上で実施すること。

国保法第44条にもとづく一部負担金の減免制度を被保険者の生活実態に合わせて、より活用しやすく規定および運営の改善をはかっていくこと。

12. 障害者・障害児の施策は、当事者・家族や関係者の声が届き、障害者が真に地域で自立した生活が営めるようなものとするよう充実させていくこと。

国に対して、障害者自立支援法の実質的な延命である障害者総合支援法を見直し、2010年1月に障害者・関係者との間で交わした「基本合意」と、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会がまとめた「骨格提言」にもとづいた、障害者総合福祉法の制定と障害者権利条約の批准にふさわしい法整備を求めること。

5. 市民のいのちと健康・福祉・教育について

サービス基盤、特に不足する在宅サービス分野の事業を整備すること。

専門職種の配置など、障害者への相談体制を改善・強化させること。

障害者の就労支援について、周知や地域理解を進めていく観点からも、関係機関や福祉事業者だけでなく市内一般企業などをふくめ協議検討を実施していくこと。

自立支援協議会の運営において、その機能が十分に発揮されるよう各関係機関・団体と連携をはかっていくこと。

障害児の放課後デイサービス事業に対し市行政としての基本的な考え方や責任を明確化し、人材確保・育成等を含めた抜本的な支援を強化すること。

重度身体障害者の医療費助成制度の拡充。

13. 生活保護は、市民にとっては最後のセーフティネットであり、その機能が十分に発揮されるよう対応すること。

2015年度以降「住宅扶助」や「冬季加算」のさらなる減額の方向性が示されているが、これらの国による生活保護基準の引き下げに対し、市民の生活実態を反映した保護基準となるよう改善を求めていくこと。

ケースワーカーの配置について、急増する保護世帯数および自立支援への取り組み強化もみすえた適正な人員配置とすること。

就労プログラムについては、単なる就労支援にとどまらず社会的な自立を支えるための支援となるよう事業をすすめること。

14. 2015年度から実施の生活困窮者自立支援制度にあたって、自立相談支援事業等はその制度の十分な広報・周知を図るとともに、相談者の立場に寄り添った相談活動となるよう関係機関と協力し準備をすすめること。また自立支援のために必要なその他の任意事業についても、相談内容に対応して事業展開していけるよう必要な社会資源の調整・開発を行い、それらの事業を担う人材についても地域として計画的に育成していくこと。

15. 全国的に貧困問題が指摘されているひとり親家庭について、根室市での生活実態を調査分析し、市行政として実施可能な支援のあり方を検討すること。

16. 子どもの虐待に対応する市全体のシステムについて、予防、早期発見、防止等、その機能が十分に発揮されるよう充実させること。保健所、医療機関、警察などとの連携を密にすること。

5. 市民のいのちと健康・福祉・教育について

17. 後期高齢者医療制度は廃止を求めること。また国の財政的支援措置が適切に行われるよう求めること。健康診査の受診率向上にむけた取り組みの強化。
18. 天候や灯油価格の動向、またその時々々の市民生活の実態に即して、福祉灯油給付事業を実施すること。また制度の恒常化に向けた検討を行うこと。
19. 学力を、数値目標だけで競争させるやり方に反対し、子どもたちに真の学力が身につく、一人ひとりの人格形成をめざした教育に努めること。
20. 小中学校の「適正配置計画」について、子どもたちと地域にとってより良い教育環境を整備していくために何が必要かを中心課題に、児童生徒、父母、教員等学校職員、地域の意見を十分に反映させていくこと。
21. 教育予算の増額で、次代を担う子どもたちの教育条件を整備すること。
 - 老朽化した学校施設の改修・改善をすすめ、教育環境を整備すること。
 - 父母負担の軽減のために、義務教材費予算のさらなる増額をはかること。
 - 災害時の安全・安心な避難所としても耐震化工事および備蓄等の整備をすすめること。
22. 特別支援教育について、「特別学級支援員」および「介助員」は、国の責任による補助制度などの創設を求めるとともに、現場の実態に見合った配置をすすめること。
23. 子どもたちの置かれている状況に鑑み、「子どもの権利条例」を制定すること。
 - 憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、「いじめ」のない教育現場をめざすとともに、「いじめ」が起きても早期発見し、学校全体さらにはPTA、地域とも協力して解決していきける体制づくりをすすめること。
 - 教育行政として「いじめ」対応の改善をはかること。
 - (ア) 「いじめ半減」などの数値目標の設定は行わないこと
 - (イ) 教職員が密に連携、協力できる体制づくりをはかること
 - (ウ) 「いじめ」を不登校などと一緒に生徒指導上の諸問題として扱うことなく、「いじめ」問題の位置づけを明確にすること。
24. 学校給食施設について4施設とも昭和45年～48年開設と築40年以上経過し、適宜改修を行っているものの、根本的にハード面では現在の衛生管理水準を十分に満たすことが厳しい状況であり、子どもたちの健康・安全を考慮し、子ども達の食育、地産池消の観点も含め、市としての構想をとりまとめること。

5. 市民のいのちと健康・福祉・教育について

25. 「スポーツ健康都市宣言」の意義や行政効果について検証するとともに、「宣言」をより有意義なものにするために、行政全体の中での「宣言」の位置づけを確認し、「宣言」にもとづく施策の改善・充実をはかること。

スポーツ推進計画において総合体育館と公認陸上競技場の建設について位置づけを明確化すること。

総合スポーツの推進など市民の生涯スポーツの普及を図る上でも、市としてスポーツや体育指導の専門知識技術を備えた職員の育成と市民による指導員の養成をすすめること。

26. 市民の教育文化の向上に資する施策を充実させること。また、文化サークル、市民活動を奨励するための必要な予算を確保するとともに、公共施設が積極的に活用できるよう、利用料の減免率の見直しなどを行うこと。

6. 防災・減災対策について

1. 地震・津波災害対策として、避難所の見直し、避難経路の確保、確実な初期情報伝達対策の強化等を早急に進めること。とりわけ、半島地区の津波対策を抜本的に強化すること。

2. 大型台風や爆弾低気圧、高潮、竜巻など、最近の異常気象に対応した防災計画の見直し。

特別警報に伴う市民への伝達が市の責務となったことから、防災無線など伝達システムについて万全を期すこと。花咲港の津波浸水が予想される高台付近や光洋町5丁目~4丁目にかけての海拔が低い地域では、既設の防災無線からの音声が届かない状況にあり、新設など必要な対策を行うこと。防災無線のデジタル化にあたっては、多額の費用がかかることが予想されることから、国に対し、十分な財源保障を求めること。

気象災害における自主防災組織のあり方について検討すること。

全額国費による根室港の高潮対策の抜本的な対策・強化を国に求めること。

3. 消防力の充実・強化をはかること。

老朽化した消防車両について、年次計画にもとづく更新を着実に進めること。

水利施設の老朽化対策として、毎年「防火水槽1基、消火栓2基の設置」としている従前の計画を勘案し、適切な整備を進めること。

消防職員の体制充実をはかること。救急救命士の養成を促進すること。

4. 公共施設の耐震化事業を促進すること。特に市役所本庁舎の耐震化問題への対応。

5. 民間住宅などの耐震化率向上に向けた取り組みを強化すること。既存の「住宅耐震化リフォーム制度」の実効性を上げるようつとめること。

6. 災害時要支援者の対策強化。

避難支援体制をより実効性のあるものにしていくために、自主防災組織や関係機関との協力推進体制の構築をしっかりと進めること。

市内の医療・福祉機関と連携し、災害時要支援者の数や状況に応じた増設も視野に入れた上で、「福祉避難所」のあり方を明確にし、それにふさわしい整備・充実をはかること。

7. 平和、自然保護、エネルギーについて

1. 2015年が戦後70周年の節目の年となることから、「非核都市宣言」である根室市にとってふさわしい事業計画(例えば記念事業、市長の所信表明など)を持つこと。市内での事業の他、原爆禁止世界大会、平和市長会議等へ積極的に参加する等の予算確保をはかること。牧の内飛行場跡、掩体壕、トーチカなど、市内各所の歴史遺産から戦争の記憶を後世に伝えるための市としての取り組みを行うこと。

設置が決定した“平和記念碑”については、広く市民周知をはかるとともに、設置後の有効活用についても検討すること。

2. 固定化されつつある米海兵隊の矢臼別移転訓練については、花咲港の陸揚げ港使用に市として反対の態度を明確にすること。やむなく使用の場合にあっては、米軍からの事前通知、陸揚げ貨物等に関する情報をしっかり求め、その情報を市民に公開すること。
3. 北海道が2010年7月に「生物多様性基本法」に基づく「北海道生物多様性保全計画」を策定していることから、根室市においても、「貴重な自然の宝庫」を持つまちとして「生物多様性基本法」および「北海道生物多様性保全計画」からくる根室市の責務をしっかりと位置づけ、「保全計画」あるいは「地域戦略」を策定すること。
4. ラムサール条約登録湿地である「春国岱・風連湖」周辺等の自然の保護と活用、市が持つ歴史・文化等の地域資源を十分に活かしたまちづくりをすすめること。

チャシ跡群などをはじめとした根室の歴史遺産について、その活用のあり方を抜本的に確立するとともに、周辺環境の整備促進をはかること。

2014年12月16～17日の大型低気圧による暴風・高潮で大きな被害を受けた春国岱の木道の災害復旧において、道立公園内であることをふまえた対応を道に強く求めること。

5. 野鳥観察観光の積極的な推進をはかるとともに、根室の自然、歴史、文化を活かした観光のあり方を研究すること。

「市民の森」の有効活用をはかること。

6. 行政と民間が一体となった根室地域における省エネルギー化や新エネルギーの導入促進にむけた取り組みをすすめること。そのために行政としての推進体制の整備を図り、「地域エネルギービジョン」を策定するなどの具体的な対策をとること。
7. 老朽化の著しい市じん芥焼却場の対応とあわせて、廃棄物の最終処分量を抑制するための方策について検討すること。
8. 根室市史の新たな編集・編纂をすすめること。